

- 平成26年3月に発生したベビーシッターを名乗る男による事件を受け、都道府県等への届出を義務化したほか、マッチングサイトガイドラインを策定し、その遵守状況を公表している。
- また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化を踏まえ、ベビーシッターの資格・研修受講の基準を創設するとともに、今年度からは都道府県等による集団指導を実施する予定。
- 今年度に入り、1つのマッチングサイトを介したベビーシッター利用で、わいせつ行為による逮捕事案が2件発生。マッチングサイトを介したベビーシッターの適正な利用に向けた検討が必要。

## (参考) ベビーシッターに対する規制強化等の経緯

- ・平成27年4月～ 子ども・子育て支援法施行（認可の居宅訪問型保育事業の制度化）  
児童福祉法改正（認可外の居宅訪問型保育事業の届出義務化※）  
※1日に保育する乳幼児が6人以上の事業者に限る。
- ・平成27年6月 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」を公表  
⇒ガイドラインの適合状況を調査し、ホームページで公表
- ・平成28年4月～ 個人のベビーシッターを含む居宅訪問型保育事業者の届出義務化※  
※1日に保育する乳幼児が1人以上の事業者
- ・令和元年10月～ 幼児教育・保育の無償化に併せて、指導監督基準で資格・研修受講の基準を明記  
（保育士、看護師又は都道府県等や全国保育サービス協会の研修受講を義務化）
- ・令和2年度～ 指導監督基準を改正し、認可外の居宅訪問型保育事業者（個人を含む）に対して  
集団指導を都道府県等が実施することを明記
- ・令和2年9月（予定） 認可外保育施設の情報共有システムの運用開始

# 今般の事案に関するこれまでの対応

- 令和2年4月、6月 マatchingサイト「キッズライン」を利用した男性ベビーシッター2名が強制わいせつ容疑で逮捕。現在捜査中。
- 同年6月 2件目の報道を受け、
  - ・マatchingサイト運営者に対し、ベビーシッターに対する注意喚起を依頼
  - ・「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を改訂し、保護者や事業者にも周知

## ◆「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」



**ベビーシッターなどを利用される場合の留意点として、以下の10か条にまとめています。**

- 1. まずは情報収集を**

ベビーシッターを利用するには、事業者申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マatchingサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マatchingサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行いましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。
- 2. 事前に面接を**

ベビーシッターの派遣を事業者依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者に出してください。マatchingサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報を頼りにするのはなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。
- 3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を**

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。マatchingサイトを通じての利用の場合には、マatchingサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといいでしょ
- 4. 保育の場所の確認を**

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

- 5. 資格や研修受講状況の確認を**

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。  
※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会H Pの資格認定制度のサイトを参照してください。
- 6. 保険の確認を**

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかその内容、金額を確認しましょう。ベビーシッターを派遣した事業者やマatchingサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。
- 7. 預けている間もチェックを**

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。
- 8. 緊急時における対応を**

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。
- 9. 子どもの様子の確認を**

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。
- 10. 不満や疑問は率直に**

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマatchingサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。

**参考**

- 子どもの預かりサービスのマatchingサイトに係るガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000087719.html>
- マatchingサイトガイドライン適合状況調査サイト  
<https://matching-site-guideline.jp/>

